

木更津市福祉有償運送運営協議会議事録

日 時 平成26年9月11日（木）午後2時00分から午後2時52分まで

場 所 木更津市民総合福祉会館 2階 第2会議室

出席者 委 員 鶴岡 良樹（2号委員）

平柳 彰司（2号委員）

尾崎 行雄（5号委員）代理 清家 裕之運輸企画専門官

後藤 勝見（6号委員）

滝口 君江（7号委員）

西山 信男（8号委員）

佐々木奈美（8号委員）

奥出 淳一（9号委員）

事務局 三上 一敏（社会福祉課長）

鈴木賀津也（障害福祉課長）

田中 幸子（高齢者福祉課長）

多賀 一也（社会福祉課副主幹）／司会

平野 彰（社会福祉課主査）／書記

白井希美代（社会福祉課主任保育士）／書記

【議事内容】

司会進行 本日は、公私ともご多忙中のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。只今から、「木更津市福祉有償運送運営協議会」を開会いたします。この協議会につきましては、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条に基づき公開することとなっております。また、会議録の作成のため録音させていただいておりますので、あらかじめご承知ください。なお、本日の傍聴人はおりません。

本日、国土交通省関東運輸局、尾崎首席運輸企画専門官の代理として、清家運輸企画専門官が出席されておりますのでご報告いたします。

続いて、議長についてですが、木更津市附属機関設置条例第6条第1項の規定によりまして、議長を会長にお願いすることになっておりますので、西山会長に議長をお願いしたいと思っております。西山会長には、議長席にて進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

（西山会長 議長席に着席）

議長 中核地域生活支援センター、きみつ福祉ネットの西山でございます。会長が議長を務めるという規定となっているとのことですので、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に委員の定足数を確認をさせていただきます。本日の出席委員数は、委員9名中8名であり過半数を超えております。木更津市附属機関設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名人の指名についてですが、私の方から指名させていただきます。お二人お願いします。2号委員の平柳委員と9号委員の奥出委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきますが、議題の進め方について、説明させていただきます。まず議題（1）移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について事務局より説明を求めます。その後、質疑を行います。続いて、議題（2）につきましては、道路運送法第79条の6第1項に基づく、自家用自動車の有償運送の有効期間の更新の登録をしようとする法人1団体からの福祉有償運送の登録更新申請書（案）について協議を行います。

それでは、議題（1）移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について事務局から説明を求めます。

事務局 社会福祉課長の三上と申します。皆様には、ご多忙中、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、平成24年7月に行われた運営協議会において協議が整い、千葉運輸局から自家用自動車有償運送の登録を受けました、1団体がこの10月1日に登録の有効期限を迎えるため、登録の更新について、ご協議をお願いするものでございます。

私から、お配りした資料について説明します。

まずは、本日の協議会の次第が一枚のペーパーになっております。資料1は本協議会の委員名簿でございます。任期は、平成27年2月24日まででございます。資料2から資料5は、国土交通省からの通知文の各写しになります。登録の更新に係る処理方針については資料2に記載されております。更新登録については資料2の10ページから11ページにあります。また、今回は該当がございませんが新たな登録については、3ページから6ページにございますのでご参考に願います。資料6から資料8は各種データとなっておりますので、ご参考願います。資料9は今回更新登録を協議いただきます団体の名簿となっております。以上お配りした資料の中で、足りないものがございましたら、お声をおかけください。

最後に資料1から資料8は会議終了後、お持ち帰りいただいてもかまいませんが、団体からの申請書（案）及び添付資料については、事務局で回収いたしますので、ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。以上簡単ですが事務局から運営協議会についての説明を終わります。

鈴木課長

障害福祉課長の鈴木でございます。私の方から移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性についてご説明させていただきます。「木更津市における移動制約者の状況、福祉移送サービスの現状、高齢者、障害者等の今後の動向」を説明させていただきます。

お手元の資料6の28ページ、29ページ目をお開きください。

本市における移動制約者の状況は、平成25年度末で要支援者、介護認定者、身体障害者などあわせまして12,290人、本市人口の9.29%となっております。内訳といたしまして、1要介護認定者4,945人、2障害者認定所持者7,345人このすべての方々が、移動に介助等を必要とするとは言い切れませんが、移動にあたりなんらかの制約を受けている状況にあると考えております。

29ページをご覧ください。本市では、移動制約者に対する福祉移送サービスとして、木更津市福祉タクシー事業と福祉車輛の貸し出し2事業を行っています。福祉タクシー事業は、重度心身障害者で身体障害者手帳の1・2級及び療育手帳A-2以上の方がタクシーを利用する場合に、乗車料金のうち730円を限度に運賃を助成する制度でありまして、タクシーチケットを月あたり2枚、年間24枚を交付しております。腎臓機能疾患で人口透析の方は、2倍の48枚を交付しております。平成25年度実績では交付対象者2,382人、そのうち783人に交付し8,642枚の利用がありました。利用状況は24年度8,508枚、25年度は先程申し上げた8,642枚で年々増加しています。また、福祉車輛の貸し出し事業ですが、身体障害者手帳、療育手帳、障害者福祉手帳の交付を受けた方、及び65歳以上の歩行困難な高齢者に対し、リフト付きワゴン車を無償で貸し出しを行っております。1回の貸付期間は、3日以内としております。25年度の実績は、14件／延18日間の利用となっております。

26年4月1日現在の木更津市の人口132,246人のうち65歳以上の高齢者は32,922人と前年比で1,309人増えており、高齢化率は24.9%でございます。将来の高齢化率の推移ではありますが、来年平成27年には、本市では25.5%県全体では、26.2%と見込まれており、さらに高齢化が進むものと考えております。

30ページ資料7をご覧ください。民間における福祉移送サービスの状況

であります。NPO・社会福祉法人等における福祉有償輸送では、現在7団体が協議会の合意を得、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局へ登録されています。平成25年度実績では、5団体で福祉車両20台を使用し会員340人対し、昨年は延べ輸送人員が3,783人となっております。

他に、木更津市では現在タクシー事業者1社かずさ交通様が福祉移送サービスの提供をしております。

平成25年度末の実績で契約者780人に対し、延べ輸送実績として障害者自立支援対象者が63人、介護保険適用者が835人の利用となっております。

移動制約者12,290人に対し、移送サービスを受けている会員、契約者は1,120人9.1%でございます。1割弱でございますが、今後ますますの会員数、契約者の伸びが予想されています。

国の施策により、施設入所者から地域移行への考え方が示されておりますので障害者の外出機会も増えていく中、福祉移送サービスは欠かせないものと考えております。

以上のような状況から、本市におきましては、公共交通機関、特にタクシー事業者や登録されている事業者様には、福祉有償運送に関しましてご尽力いただいております。『移動制約者に対し、安全にお客様の利便の確保ができる様』移送サービスの充実は引き続き必要なものと考えております。以上で概要説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今の説明について、ご質疑等がございましたらお願いいたします。

議長 いかがでしょうか。特にございませんか。では、私の方からひとつ質問させて頂いてよろしいでしょうか。ご説明の中で、登録は7団体ということで実績での報告書には5団体、2団体については25年度実績はなかったということですか。

三上課長 それにつきましては、私の方からご説明させていただきます。資料7をご覧ください。実績のあったのは5団体でして、先ほどの説明の中で登録のあったのは7団体で2団体誤差が出ています。1団体につきましては、登録が26年度になってから登録された団体が1団体、運営を許可されたのは25年度ですが登録をしたのが26年度でした。もう1団体は実績の方がまったくなかったということで表の中にはその団体名を標記していません。この2団体をマイナスさせていただいて、5団体の標記となっております。

議 長 その他、議員の皆さんはよろしいでしょうか。
 他にないようでの、続きまして議題（２）福祉有償運送実施団体の登録更新申請書（案）について移りたいと存じます。すでに団体の申請書（案）をお配りしてございます。今から１５分間、部屋の時計で２５分までお時間を取りますので、ご審査いただきたいと存じます。

議 長 それでは、お時間になりましたので、団体の説明者入室となります。

○ 医療法人社団 望星会 入室

議 長 それでは議題（２）福祉有償運送実施団体の登録更新申請書（案）について、医療法人社団望星会様よりご説明をお願いします。

望星会 本日はお忙しい中、医療法人社団望星会の福祉有償運送更新の申請に対しまして、運営協議会を開催いただきまして有難うございます。私は医療法人社団望星会 木更津クリニック の事務、柳田と前澤と申します。これからご説明いたします。よろしくお願ひいたします。

はじめに望星会の簡単な紹介をしたいと思います。医療法人社団望星会は、昭和６４年１月４日に設立され、埼玉県さいたま市に主たる事務所を置き、埼玉県内の施設、神奈川県内の施設、千葉県に２施設、栃木県に１施設、福島県に１施設、２つの病院と８つの診療所、あわせて１０施設からなる医療法人です。いずれも人工透析を中心に診療、治療を行い、患者様が安心して治療を受け、信頼される医療をめざしております。

人工透析の患者さんは、週３回、平均で１回４時間以上治療しなければなりません。自立通院が困難な患者さんは、家族の協力、介護タクシーの利用などで通ってこられます。しかし、独居の方、ご家族の協力が得られない方、金銭的に不安のある方については、将来、人工透析の治療を継続するうえで、外来通院に対して不安を抱えている方が多いのが現状です。各市町村への通院、援助の相談はホームヘルパー等の派遣はできますが、通院介助のサービスはできないとのご回答をいただいております。

望星会 木更津クリニックでは、当初患者さん自身で運営する患者の会を設立し、相互に協力しながら通院困難を解決するひとつの手段として送迎活動を行ってまいりました。送迎の会はすべての患者さんに対応することができないため、差別化を図るという意味で、会費を徴収しております。

た。目的は通院困難な方々に対する通院補助であり、決して利便性や営利を追求するものではありません。これより、2年前に送迎の会の運営による送迎ではなく、福祉有償運送の申請を行いました。その理由としましては、道路交通法による福祉有償運送が透析患者さんの乗合輸送が可能であったこと、送迎の会の会費を患者さんより徴収するにあたり、回数による定額制でしてたので、患者さんに対する平等性が疑問視された事、最後は運転業務管理を厳格化するために前回申請するに至りました。すでに埼玉県にある同じ望星会の施設では、登録申請し、運営を行っておりますので、当法人が他の県に登録している施設を参考にしました。

申請の内容なのですが、利用者が身体障害者29名、うち2名申請中です。木更津市大和の木更津クリニックを発着地とし、木更津、富津、君津市に在住の方を送迎いたしています。料金につきましては、生活保護者からの料金負担の軽減を利用しまして、前回1乗車210円と設定しておりますが、今回の4月タクシー運賃の改正により1乗車190円と値下げして設定したいと思います。それ以外の高速代、夜間、早朝送迎、緊急送迎に対する加算、それ以外の対価は、発生いたしません。使用する車両は、トヨタ社製の定員6名のステーションワゴンの車2台で、助手席が回転し上下するリフト付きの福祉車両を使用しています。運行管理は柳田が行い、整備管理者は小宮山、事故処理、苦情処理は勝野がいたします。安全な運行をするため、確認表や乗務記録、運転者台帳の整備を行いまして運行マニュアルに基づいた徹底した安全運営をしていきたいと思ひます。2年前、福祉有償運行の登録いたしましたが、特に生活保護の患者様で前回の会費3,045円よりも、今回1回乗車制になりますので、月13日かける往復代にしますと、5,460円となり実質値上げとなってしまうため、生活保護患者さんの反対の意見等ございまして、2年前からの実施が行えずそのまま定額制による送迎の会費による送迎を続けていました。また、国土交通大臣が定める講習修了者、及び第二種免許の発行を受けている者の運転手も想定よりも患者さんの送迎をカバーしきれずにいたため、実施の方ができず今回の更新を迎えてしまいました。

今回は、国土交通大臣が定める講習を受けた者を一人追加し、運転手を補充するとともに生活保護者には前回の210円の料金制から190円の料金制に値下げすることにより料金の値下げ及び、各市町村への送迎費の請求ができることを確認しまして、ソーシャルワーカーから生活保護者への送迎代の各支援の請求を徹底してもらう事により、生活保護者からは理解を今回は得られております。そのため今回の更新申請にあたり、これより福祉有償運行を実施したいと考えます。今回、福祉有償運行による送

迎を希望する患者さんの声が多くありまして、福祉有償運行の登録を更新を申請する次第であります。聞き取りづらいたちころがあったかと思ひますが、ご説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。只今の 医療社団望星会様からのご説明について、ご質問がありましたらお願ひいたします。

奥出委員 実績がなかったのは今のご説明ですと、会員の方は皆生活保護者の方ですか。

望星会 いえ、ほとんどの方が身体障害者手帳 1 級のお持ちの方でして、なかに生活保護者がいるということで、今回生活保護者の方の反対が強く実施を見合わせた経緯であります。

奥出委員 一部の生活保護者の方達が料金設定について意見があり、それに基づいて全体のこの事業を実施されなかったと理解していいのですか。

望星会 いままで会費制による送迎をおこなっていました。実際に反対者からの苦情があり、なかなか移行できずに会費制のまま続けていました。

奥出委員 生活保護者以外の会員からも反対の意見が出されていたのですか。

望星会 生活保護者の方以外は値下げになりますので、反対の意見はございませんでした。
基本料金の設定が生活保護の方と、生活保護以外の方との定額制が 2 種類あります。今まで、普通に通ってこられた方は値下げになるのですが、生活保護の方については少し値上げになってしまうので、今のままが良いという意見があり併用になっていました。一般の方と生活保護の方との併用をこのまま続けてよいのか迷いがあったのが事実です。

奥出委員 福祉有償運送の事業としての、実績というのはなかったということですか。

望星会 はい。許可を頂いたのですが実際に移行することができませんでした。今までの会費制で送迎していました。

奥出委員 福祉有償運送と事業としてはなかったと理解してよろしいですか。先程事務局から25年度の実績報告を頂いたのですが、今回の更新にもかかわらず、25年度に貴団体の実績がのってないので、利用がなかったのかと思ひまして。今までなかったのは、今ご説明いただいたことですよ。今回更新をされて、その後は反対されていた料金設定を改善して実施をしていくという理解でよろしいのでしょうか。

望星会 はい、値下げをしまして市町村からの生活保護者に関しましては、市町村に請求ができることを確認しましたので、ソーシャルワーカーの方から一人一人ご説明をしていただいて、申請等が困難な方は代行してやって頂くということで理解をいただいています。

奥出委員 生活保護者の方にですね。わかりました。

滝口委員 料金表は、生活保護者の料金表ですか。それとも皆、同じなんですか。先程から、生活保護者の方のことばかりでしたが、身体障害者の1級の方の料金は違うのですか。

望星会 福祉有償運行に関しましては、1回190円ということで身体障害者手帳をお持ちの方と、生活保護者の方、一律同じ料金で設定しています。

滝口委員 では、出た分については本人からと、生活保護者は市の方に請求するという形になるのですね。

望星会 はい、そうなります。

滝口委員 一回の市内で病院の送り迎えと待ち時間で一人金額はどのくらいかかりますか。

望星会 病院の往復代ですが、190円×2で380円としています。

滝口委員 距離ではないのですか。どんなに遠くても変わらずということですか。

望星会 はい、距離ではないです。患者さまは、通院に困っている方ばかりでして、会費制で一律で設定しています。

議長 29名の皆様のご理解をいただいて、生活保護者の方も理解をいただいて、いつから実施されるのですか。

望星会 申請の許可が出た月から実施していきたいと思います。

議長 ありがとうございます。他に質問はありますか。

鶴岡委員 添付資料の対価についてのところで、資料31ページをあわせてご覧ください。確認ですが、添付資料の中ほどに「これにより千葉県B地区タクシー運賃料金表より時間制運賃小型車種30分まで」となっていますが、時間制運賃の場合は31ページに書かれています、30分は2,980円です。こちらの表の下の式は、時間併用制を用いていますので、時間制で運賃を設定されるということになりますと、31ページにあります30分2,980円のおおむね二分の一、6人になりますと割る6にします。すると料金は248円ほどになります。料金設定は「時間距離併用制を使って計算しました」という事でよろしいのですか。

望星会 はい、その通りです。

議長 他にありますか。

清家委員代理 透析の患者さんが多いということですが、複数乗車されるということですか。

望星会 はい、そうです。最大6人まで乗り合いで送迎させて頂くということです。

清家委員代理 6人乗って、一人一回190円ということですか。

望星会 はい、そうです。

清家委員代理 複数乗車ということは、運協議会の方で認められた場合前回はよいのですが、おそらく前回の新規の際に確認されたと思いますが、協議会の理解が得られたと解釈してよろしいですか。
通常福祉有償運送というのは、複数乗車は認められていないのですが、

透析の患者、同じ施設から同じ場所に行く同じ患者さんについては、複数乗車が認められている。

議長 この事については、皆さんにご承知して頂きたいということですか。

清家委員代理 はい、そのとおりです。前回も、おそらく承認されていると思われませんが、再度確認させていただきました。皆様よろしいでしょうか。

全員 一同うなずく

奥出委員 複数乗車のときの料金については、どういう考えがありますか。

清家委員代理 先程申し上げたように、一回一人一人から料金をいただき6人分になるということです。

議長 深夜タクシーでの乗り合いタクシーなどのイメージでよろしいのでしょうか。

清家委員代理 深夜タクシーの話はよくわかりませんが。

議長 例えば、どこからどこまでと場所が決まっていて、その間に5人乗り降りする時に一人ずつ払うようなことですか。

清家委員代理 それは、お客様の間で任意で行われていることだと思うので、行政側からお話することではありません。運送事業者が行うということはないので、お客様同士の任意でおこなっていると聞いています。

議長 そうなんですね。

滝口委員 全員で払うという考えで行い、お客の間で金額を決めて一人一人払うということですよ。

清家委員代理 そうです。ですからこの事については、違ってきます。

議長 では、前回の新規の協議の場で複数乗車についてみなさんで協議いただいて了解を得たとして、改めて皆さんに了解を得た方がよろしいでしょう

か。

清家委員代理 皆様には、貴団体様は複数乗車をされるということなのですが、このような場合も認められているという事を知っておいてください。

議 長 望星会様は複数乗車を前提でおこなうという事をふまえ協議をおこないます。その他ございますでしょうか。無いようですので医療法人社団望星会の有効期間更新登録申請書（案）の協議を終了とさせていただきます。協議結果につきましては、事務局から通知させていただきます。ご退席ください。

（医療法人社団 望星会説明者 退室）

議 長 以上で、法人の説明と協議が終了しました。それでは、採決に移ります。議題（２）について道路運送法７９条の６第１項に基づく医療法人による福祉有償運送実施団体の有効期間更新登録申請書について、採決を取らせていただきます。

議 長 医療法人社団 望星会 について福祉有償運送を必要と認め、有効期間更新登録申請書（案）を承認され賛成の方は挙手を願います。

○委員全員挙手

議 長 全員賛成を頂きましたので 医療法人社団 望星会 につきましては承認いたします。

これをもちまして、医療法人による福祉有償運送にかかる有効期間更新登録書（案）の採決を終了いたします。

なお、本日の決定につきましては、事務局より福祉有償運送実施団体へ通知を発送させていただきます。他にございますか。

無いようですので、以上を持ちまして本日の議題は全て終了いたしました。長時間にわたり、ご協議いただきありがとうございました。議事を終了させていただきます。

議事録署名人 平柳 彰司
奥出 淳一

